

## 農薬販売届の事務処理要領

平成16年9月24日  
農 営 第 4 2 4 号  
農 林 水 産 部 長 通 知

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第17条の規定に基づく農薬販売者の届出に関する事項は法令で定めるもののほか、本要領により事務処理を行う。

なお、電子申請による届出があった場合も、同様に処理するものとする。

### 1 新規の届出

- (1) 農薬販売者は、農薬販売届（様式1-1）に必要な資料を添付して、販売の開始の日までに、所轄の県民局長（農畜産物生産課）に提出する。
- (2) 届出に必要な部数は2部（添付資料は1部）とする。
- (3) 複数店舗を所有している農薬販売者が一括して届出を行う場合は、届出に必要な事項（添付資料の内容含む）を明記した一覧表により提出することも可とする。店舗の所在地が複数の県民局にまたがる場合は、主な店舗の所轄となる県民局に届出を行う。届出を受けた県民局長は受理し、農薬販売者台帳（様式2-1）に記入整理するとともに、届出の写（「届出済」押印済み）を添付して関係する県民局長に通知する。届出の写を受けた県民局長は農薬販売者台帳の整理を行う。

### 2 変更の届出

- (1) 農薬販売者は、届出事項に変更を生じたときは、変更後2週間以内に、農薬販売届（変更）（様式1-2）と添付資料を前項に準じて提出する。
- (2) 変更の届出を受理した場合は、受理した県民局において新たな受理番号を交付する。
- (3) 農薬販売者は、既届出県民局以外の地域へ販売所の所在地を変更したときは変更の届出を既届出の県民局長に提出する。

### 3 農薬販売業務の廃止

- (1) 農薬販売者は、販売業務を廃止したときは、廃止後2週間以内に、農薬販売廃止届（様式1-3）を1部提出する。
- (2) 廃止届を受けた県民局長は、届出のあった販売者を農薬販売者台帳から農薬販売廃止台帳（様式2-2）に移動し整理する。業務の廃止に伴う処理は原則廃止届によって行うが、届出なく廃業となっていることが確認できれば廃止扱いとし、農薬販売廃止台帳に移動整理し、備考欄に確認内容を記載する。

#### 4 届出の遅延

農薬販売者は、法で定められた期限を超えて届出する場合は、遅延理由書（任意様式）を併せて提出する。

#### 5 届出の返送

県民局長は、提出のあった農薬販売届（変更を含む）の内容を確認後、提出された農薬販売届（変更を含む）2部のうち1部に「届出済」を押印し、受理日・受理番号を明記の上、「農薬販売者の皆さまへ」を添えて届出者に返送する（参考様式農薬販売届（副本返送））。

また、複数店舗を一括して届出があった場合は、届出者に対して、各店舗の農薬販売責任者に「農薬販売者のみなさまへ」の内容を周知するよう指導する。

なお、廃止届は原則受理のみとする。



#### 6 報告

県民局長は、年度末時点の農薬販売者台帳（様式2-1）を翌年度4月30日までに農産課安全農業推進班に提出する。

#### 7 その他

この要領は、平成16年9月24日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年2月25日から施行する。

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

この要領は、令和3年1月12日から施行する。